

安全衛生特別教育規程の一部を改正する件 新旧対照条文
 安全衛生特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行	
<p>第一条～第二十一条（略）</p> <p>（足場の組立て等の業務に係る特別教育）</p> <p>第二十二条 安衛則第三十六条第三十九号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育により行うものとする。</p> <p>2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。</p>	<p>第一条～第二十一条（略）</p> <p>（新設）</p>	
科目	範囲	時間
<p>足場及び作業の方法に関する知識</p>	<p>足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り栈橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法</p>	<p>三時間</p>
<p>工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p>	<p>工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法</p>	<p>○・五時間</p>
<p>労働災害の防止に関する知識</p>	<p>墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴</p>	<p>一・五時間</p>

関係法令

う災害及びその防止方法
法、令及び安衛則中の関係条項

一時間